



# 秋田県公報

告示  
特定計量器定期検査の実施(四四一・計量検定所)

## 目次

### 告 示

秋田県告示第四百四十一号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。  
平成十四年五月三十一日

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所  
秋田県知事 寺田典城

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
大森町	非自動はかり及び分銅等	平成十四年七月二日	午前十時三十分から正午まで	大森町地域福祉センター
大雄村	非自動はかり及び分銅等	平成十四年七月二日	午後二時から午後三時三十分まで	大雄村地域福祉センター
大森町	非自動はかり及び分銅等	平成十四年七月二日	午前九時から	大森町コミュニティセンター

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
大曲市	非自動はかり及び分銅等	平成十四年七月二十四日	午後一時から正午まで	大曲仙北広域交流センター
横手市	非自動はかり及び分銅等	平成十四年七月十日	午後一時から午後四時まで	横手市広域交流センター
山内村	非自動はかり及び分銅等	平成十四年七月九日	午後一時から午後四時まで	山内村民体育館
雄物川町	非自動はかり及び分銅等	平成十四年七月四日	午後二時から午後四時まで	雄物川町保健センター
平鹿町	非自動はかり及び分銅等	平成十四年七月四日	午前九時から正午まで	平鹿町就業改善センター
増田町	非自動はかり及び分銅等	平成十四年七月三日	午後一時三十分から午後四時まで	増田町全天候型イベント広場
十文字町	非自動はかり及び分銅等	平成十四年七月三日	午前十一時三十分まで	十文字町町立総合文化センター

		平成十四年 七月二十五日	午後四時まで
		午前九時から 正午まで	

- 二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日  
平成十四年七月二日から同月二十五日まで
- 三 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日  
を選定し、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条  
第二項の規定により、申請すること。

発行者 秋 田 県  
 秋田市山王四丁目一番一号  
 購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田株式会社  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話(0862)876686  
 FAX(0863)000055  
 E-mail:matsubarasatsu.co.jp

